

インド・中国への技術移転

—国際技術ライセンス契約と紛争解決条項の問題と対策—



今回のパトラビジネスセミナーは、今最も注目され、日本企業が最大の市場と考えている中国とインドにおける、技術移転や特許・ノウハウのライセンス契約、さらには紛争時の解決方法をテーマに開催いたします。

講師はこの分野の第一人者であり、グローバル企業にとって必須で非常に有益なセミナーですので、法務部・知財部関係者の多数のご参加をお待ちしております。

- 【日時】 2013年 6月 5日(水) 14:00~16:45 (16:30~16:45は質疑応答) 受付13:30~
- 【参加費】 5,000円 (お1人様/税込み)
- 【開催会場】 全国町村会館 2階 第3会議室 (東京都千代田区永田町1-11-35)
- 【お申込み】 メール:会社名・氏名・ご参加人数等をご連絡ください。 mail:patra@sun-group.co.jp
FAX:下記申込欄にご記入の上、FAXください。

講師

日本商事仲裁協会 理事 大貫 雅晴氏

- ・関西大学、京都産業大学法科大学院で国際商契約論、国際取引法を担当 ・大阪府立大学大学院 講師
- ・関西大学経済・政治研究所 顧問
- ・日本仲裁人協会 常務理事 ・国際商取引学会 前理事
- 国内・海外で貿易取引、国際ビジネス契約、国際ビジネス紛争処理、国際化セミナー等、数多くのセミナー講師を務め指導にあたる。

セミナー内容

- 1.インド、中国向技術ライセンス契約における各種法制、規制
 - ・日本の技術輸出規制(外為法25条)
 - ・中国の技術輸出・入管理条例、契約法(技術譲渡契約)、最高人民法院司法解釈
 - ・インドのNOC制度とReserve Bank of India への届出、特許法第68条、140条
- 2.特許・ノウハウライセンス契約主要条項の検討
 - ・実施権の許諾と許諾製品の輸出制限
 - ・技術情報の提供と技術指導
 - ・原材料の購入義務、調達ルート of 制限
 - ・競争禁止義務
 - ・ロイヤルティの支払、監査、税金
 - ・知財の権利侵害保証、技術効果の保証
 - ・改良技術の制限
 - ・契約期間、解約と終了後の秘密情報の秘密保持、使用制限
- 3.インド、中国企業との紛争解決条項の検討
 - ・裁判(管轄条項)か仲裁(仲裁条項)
 - 外国判決の相互保証欠如
 - 外国仲裁判断の条約による執行保証
 - ・仲裁条項の検討
 - 何処を仲裁地とするか、どの仲裁機関にするか
 - ・仲裁条項起案の注意点
 - 中国仲裁法16条—18条(仲裁条項の要件)
 - インド仲裁法第1章の排除

昨年大阪講演が好評につき、
東京開催いたします！

◆大阪講演参加者のご感想◆ (一部抜粋)

- ・契約の個別条項の説明がとても分かり易く参考になりました。
- ・契約上の注意点を具体的に知ることができました。
- ・インドのライセンス契約について理解が深まりました。
- ・中国の仲裁法がとても勉強になりました。
- ・仲裁のプロの意見を直接聞くことができ、とても感激しました。

■ セミナー申込書 ■ 株式会社パトラ宛 FAX:03-5777-5685

貴社名			
部署			役職
氏名			
住所	〒		
TEL			FAX
mail			
人数	2名様以上でご参加の場合は、こちらにもご記入ください。 ⇒ 合計_____名参加		
お振込先	みずほ銀行 南船場支店 当座0134402 (お振込み手数料はお申込者ご負担でお願いいたします。) ※お申込み確認後請求書を送付いたします。		

※ご記入いただいた個人情報は主催者のみが保管し、本セミナー関連業務・主催者が今後開催するセミナーの案内等に利用いたします。

お問合せ 株式会社パトラ 担当:高橋
TEL:03-5777-5689 / mail:patra@sun-group.co.jp

■SUN・GROUP■
藤本昇特許事務所・株式会社ネットス・株式会社パトラ